

介護保険施設等の概要

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (注1)	老人保健施設	介護療養型 医療施設	認知症高齢者 グループホーム	特定施設 (有料老人ホーム、 ケアハウス等) (注1)
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	認知症高齢者のための共同生活住居	要介護高齢者も含めた高齢者のための生活施設
施設数	6,015	3,500	2,252	9,292	2,617
定員数	422,703	319,052	99,309	132,069 (注2)	97,645 (注2)

(注1) 介護老人福祉施設及び特定施設の施設数及び定員数(利用者数)は、地域密着型施設を除いた数字である。

(注2) 認知症高齢者グループホーム及び特定施設については定員数ではなく利用者数を記載している。

(資料出所) 施設数、定員数(利用者数)については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成20年10月1日時点)。

介護保険施設等の主な基準等

		介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
平均要介護度		4.31	3.27	3.81	2.60	2.65
平均在所日数		427.2日	277.6日	1,465.1日	(データなし)	(データなし)
1人当たり居室面積		6.4㎡以上	8㎡以上	10.65㎡以上	7.43㎡以上	適当な広さ
1部屋の定員数		4人以下	4人以下	4人以下	原則個室	原則個室
主な 職員 配置 基準	医師	3以上 48:1以上	常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)		
	看護職員	6:1以上	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人	3:1以上	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人
	介護職員	6:1以上				
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	PT及びOTが 適当数	PT又はOTが 100:1以上			
	機能訓練指導員			1以上		1以上
	生活(支援)相談員		100:1以上	常勤1以上 100:1以上		100:1以上 (うち1名常勤)
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	1以上	1以上 100:1を標準

1 平均要介護度は、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成20年2月審査分)から算出

2 平均在所日数については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)

3 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

単位: 万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)